

福知山市入札制度改革等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）第2条の規定に基づき、福知山市入札制度改革等検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 福知山市の入札・契約制度等に係る評価及び検証に関すること。
- (2) 入札・契約制度等の改善に関すること。

(委員の要件等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札・契約制度等について意見を述べ、検討を行うことができる学識経験等を有する者とする。

- 2 委員の人数は、5人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会の議事については、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その役割に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、福知山市財務部契約監理課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月8日から施行する。